

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

環境アセスメントの前に準備組合から事業説明をするべき

区民に対しこれまで鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に関する事業者からの説明は一度も行われておらず、どのような建物が建つのかに関しても全く知らされていませんでした。

そのような状況で突然、川崎市環境影響評価に関する意見書の提出を求めることは、事業者としての最低限の責務も果たしていません。市税を投入する事業として、準備組合に対して区民に対して説明責任を果たすよう市は指導すべきです。環境アセスは事業の具体化があって初めてできること。当然、事業の具体化と補助金の獲得保障ができています。6 月には国に対する「予算要望書」を提出しているのではないのでしょうか。

開発計画を具体的に示さないまま、いきなりアセスに入るのは手順が間違っている。

小杉開発の際は、事業者による計画説明会の後にアセスの手続きに入った。

今からでも、事業者による説明会を開催するべきである。補助金等の金額も具体的に明示していただきたい。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）